

4 地方自治体の外部監査制度における 弁護士の関与状況

地方分権を進めていくためには行政に対する住民の信頼を確保することがきわめて重要であり、そのためには地方公共団体の監査機能を充実・強化させていくことが必須である。

外部監査制度とは、従来の監査委員の監査に加え、より専門的で独立の立場から、自治体と外部監査契約を結んだ外部監査人が監査を行うことができる制度である。1997年6月、監査機能の専門性・独立性を一層充実させるため、地方自治法の改正により導入された（1998年10月1日施行）。

外部監査では、細かな数字や帳尻が合っているかどうかということよりも、行政運営全般にわたってその違法性や効率性・合理性がチェックの対象となる。そうすると、法律の解釈適用や事実認定を日常的、専門的に行っている弁護士は外部監査人として最もふさわしいといえる。

日弁連は、外部監査人に弁護士を推薦しているが、現在までのところ、外部監査人には公認会計士が就任している例が多く、弁護士が就任している例は少ない。今後さらに多くの弁護士が外部監査人に就任することが望まれる。

下表は、総務省が実施している「地方公共団体における外部監査制度に関する調査結果」による地方自治体における外部監査人の就任状況をまとめたものである。なお、2010年度以降の結果については、2011年3月に発生した東日本大震災の影響により調査が実施できなかったため、公表されていない。

■外部監査人就業状況の推移■

		2006年度	2007年度	2008年度	2009年度
監査資格自治体（団体）		113	113	118	119
監査人 （団体）	弁護士	7	9	11	10
	公認会計士	103	104	102	102
	税理士ほか	3	0	5	7
補助者（弁護士）（人）		37	45	44	52

■外部監査人に弁護士が就任している自治体及び 補助者に弁護士が就任している自治体

	2006年度		2007年度		2008年度		2009年度	
	外部監査人	補助者(人)	外部監査人	補助者(人)	外部監査人	補助者(人)	外部監査人	補助者(人)
北海道	○	2	○	2				
札幌市	○	3	○	3				
旭川市		1		1		1		
山形県				1				1
目黒区	○	4	○	4	○	4	○	3
大田区						1		
町田市				1				
八王子市								2
横浜市	○	1	○	1	○	1		
川崎市		2						
前橋市								1
山梨県	○							
長野市						1		1
静岡県		1		1		1		1
浜松市		1		1				
新潟県								1
新潟市					○		○	2
名古屋市					○	6	○	6

	2006年度		2007年度		2008年度		2009年度	
	外部監査人	補助者(人)	外部監査人	補助者(人)	外部監査人	補助者(人)	外部監査人	補助者(人)
豊田市			○	4	○	4	○	6
三重県		1		1		1		1
岐阜市		1		1		1		1
金沢市		1		1		1		1
大阪府	○	5	○	5		1		1
大阪市								1
高槻市		1		1		1		1
東大阪市						1		1
堺市					○	3	○	3
枚方市		1		1				
八尾市		1		1		1		1
神戸市		1		1				
尼崎市								1
奈良市				1		1		1
和歌山県		1		1		1		1
広島県		1	○	1	○	1		1
岡山県			○	2	○	4	○	4
岡山市		1		1	○		○	1
倉敷市								1
島根県		1		1	○		○	1
香川県		2		2				
丸亀市		1		1		1		
坂出市						1		1
徳島県	○	1	○	1	○	1	○	1
愛媛県								1
松山市				1		1		
久留米市						1		1
長崎県						1		1
長崎市				1		1		
沖縄県		2		1		1	○	1
合計	7	37	9	45	11	44	10	52

【注】 総務省ホームページの「地方公共団体における外部監査制度に関する調査の結果」をもとに、日弁連が作成したもの。

5 複数の資格登録をしている弁護士

弁護士は、弁護士資格の他にも複数の資格を有していたり、それらについて資格登録をしている場合がある。弁護士は弁護士法第3条第2項により、当然に弁理士及び税理士の事務を行うことができる。

下表は、弁理士、税理士の登録をしている弁護士数を調査したものである。

弁理士登録している者	357人	(2012年3月31日現在)
税理士登録している者	464人	(2012年3月31日現在)
通知弁護士制度によって税理士業務を行っている者	3,223人	(2012年3月31日現在)

【注】 1. 弁理士登録をしている者について、弁理士登録後に弁護士資格を取得した者の数は含まれていない。

2. 通知弁護士制度：弁護士は、所属弁護士会を経て、国税局長に通知することにより、その国税局の管轄区域内において、随時税理士業務を行うことができる（税理士法第51条第1項）。通知弁護士制度による数値は延べ人数で、各局に通知のあった者の総計値である。同一人物が複数の局に通知した場合、それぞれ1件としてカウントしている。